

模擬授業について

秋田県教育庁義務教育課

【中学校 音楽】

○ 中学校学習指導要領（平成29年3月告示）における次の内容についての模擬授業を提示する。

- 1 対象学年
・第1学年

- 2 内容等

【歌唱分野】

A 表 現 (1) ア、イ (ア)、ウ (ア) 及び〔共通事項〕

- ・任意の歌唱曲1曲（校歌以外）を指導する2時間扱いの題材の2時間目の授業。
題材は、中学校入学後、最初の題材とし、歌唱に係る発声練習等は除くこと。

- 3 模擬授業演示部分

- ・授業開始からの10分以内（教材・教具の準備に要する時間を含む）

- 4 留意点

- ・演示で使用する教材・教具等がある場合は、試験当日に持参すること。
- ・配付して示す資料がある場合は、A4判1枚（両面可）に収めること。ただし、教科書の原文が必要な場合はその限りではない。
- ・資料を配付する場合の部数は4部とする。配付する資料の右上に受験番号を書き込むこと。
- ・ICT機器の活用は可とするが、セッティングに時間が掛かるものは避けること。
- ・パソコンやタブレット端末、プロジェクタ、電子黒板等の貸し出しは行わない。
- ・施設のWi-Fi等の通信環境は使用不可とする。
- ・生徒役は面接官が担う。
- ・ピアノ以外の楽器を使用する場合は、受験者が準備すること。